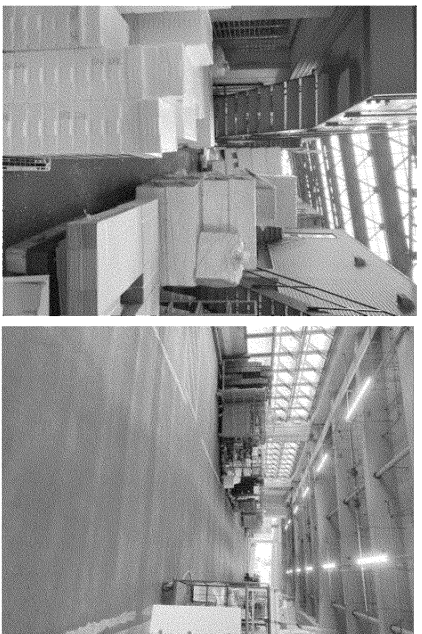


写真D－2－1 共用部分に市場関係者の所有物が放置されていた例



(大田市場)

(板橋市場)

(意見3－18) 共用部分の利用について

中央卸売市場は、市場関係者に対して業務を行うために必要な施設を使用許可している。各市場には、市場関係者が使用許可を受けている施設のほかに通路などの共用部分がある。共用部分における市場関係者の所有物の放置等による占用的な利用は、市場の業務に支障を来す可能性がある。

この点、監査人による視察の結果、共用部分に市場関係者の所有物（空箱、荷棚、冷蔵庫、車両等）が放置されているものと判断される事例が、複数識別された。

荷捌き等の業務の便宜上、空箱等が共用部分に一時的に配置されることは想定されるものの、長期間かつ広範囲にわたるような状況は適切でない。

したがって、市場施設使用許可の申請者に対しては、共用部分の利用について適切な範囲内での利用を周知するとともに、市場職員による巡回の際等に利用の実態を把握し、状況に応じて指導を行われない。また、共用部分において放置物等による占用を把握した際は、状況が明確となるよう、文書や写真で記録するなどの対応を検討されたい。

b 遊休施設の利用に係る将来計画について

総務省の「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」においては、遊休資産（遊休状態であって将来の使用が見込まれていないもの）は個別資産でグループ化することが適当であるとともに、減損の兆候の要件のうち「固定資産又は固定資産グループが使用されている範囲又は方法について、当該固定資産又は

固定資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは、生ずる見込みであること」に該当することが例示されている。

局は、決算事務として遊休施設の状況調査を実施し、遊休状態が合理的かつ一時的であることを確認している。この結果として、令和4年度末時点において、上記個別のグループ化及び減損の兆候に該当する遊休資産は存在しないとしている。

この点、遊休資産の判断は個別に実施することが必要であり、その判断によって固定資産の減損の判定も左右される。また、施設が遊休状態にある場合、行政財産の有効性が損なわれるおそれがあるため、将来の利用計画について、より積極的かつ現実的な検討を実施することも必要となる。

こうした観点から、令和4年度末時点の各市場における遊休状態の施設の一覧を確認し、将来の使用計画に関するヒアリングと現況の視察を実施した。

上記の手続の結果、遊休状態について追加的な検討を実施すべき事実は識別されなかった。

(2) 廃棄物処理経費負担金

ア 概要

市場から排出される水産、青果、花きに係る廃棄物のうち、一般廃棄物、発泡廃棄物及び木製パレット廃棄物については、排出者である業界の自己責任の原則の下、開設者としての負担等も勘案し、都と業界（廃棄物処理団体）との間で市場ごとに協定を締結し、処理を行っている。都はこの協定に基づき、処理に要した費用を負担している。この費用負担割合については、平成19年度から15%としている。

負担割合の考え方については、市場環境白書2006「廃棄物処理経費の負担と支援」によれば、平成17年に行われた廃棄物の実態調査の結果に基づいている。食肉市場を除く全市場（10市場）における、共用部分及びそれ以外の部分の廃棄物に占める共用部分の廃棄物の量については、全体のおおむね15.9%であったことから、廃棄物処理経費負担金の割合を15%とすることで、市場の関係事業者と合意したものである。

なお、食肉市場では、市場業者が使用許可を受けているエリアが長屋状に集約配置されており、共用部と一定程度明確に区分されている。そのため、発生・収集する廃棄物について、共用部分から発生したものと事業者が排出したものとに分離することが容易であり、一般廃棄物の処理を、都と業界がそれぞれ実施していることから、負担割合という考え方を採用していない。

一方で、食肉市場以外の市場においては、共用部分から発生した廃棄物と各事業者の排出ごみは一定の集積場所に集められ、廃棄物処理団体によって処理さ

れるため、当該処理に係る経費の一部を都が負担している。
令和４年度の全市場合算での予算額は109,202千円、支出済額は84,865千円であった。各市場の支出済額の内訳は、以下のとおりである。

表D－2－1 令和４年度における都の廃棄物処理経費負担金支出済額内訳

市場名	支出済額（円）
豊洲	33,668,886
大田	33,022,464
豊島	1,161,261
淀橋	5,090,270
足立	640,500
板橋	2,348,340
世田谷	1,971,180
北足立	3,532,976
多摩	1,813,346
葛西	1,615,862
合計	84,865,085

都提出資料より監査人作成

負担金の交付申請は、各市場において、月ごとに知事へ交付申請書を提出することで行われる。

イ 監査の結果

(ア) 築地市場から豊洲市場への移転後の都と廃棄物処理団体の協定について
築地市場から豊洲市場への移転に当たり、都は、平成30年10月に、豊洲市場協会との間で「東京都中央卸売市場豊洲市場で発生する廃棄物の処理に関する協定」を改めて締結し、費用負担割合については、他の市場と同様の15%とすることで合意している。また、社会情勢等の変化により協定が著しく不相当であると認められるときには、その実情に応じて、都又は豊洲市場協会は、相手方と協議の上、協定を変更できる旨を合意している。

都では、市場内共用部の廃棄物の割合に関して、令和２年度に、清掃業務を受託している事業者へヒアリングを行った。その結果、豊洲市場における事業者排出分と共用部排出分の割合は9：1程度との結果を得ているが、共用部排出分として、現在、都が負担する15%から大きく乖離しているとまでは言えないこと、各市場における業務内容は類似であることから、全市場を平均して15%とする

ことに一定の合理性があるという認識により、負担率の変更には至っていない。

(意見3－19) 廃棄物処理経費負担金の負担割合について

築地市場から豊洲市場への移転後、市場内共用部の廃棄物の割合は、築地市場に比較して、相当程度変化している可能性がある。また、都が公表しているデータ「東京都中央卸売市場 市場別廃棄物発生割合（令和２年度）」によれば、一般廃棄物の重量は豊洲市場が6,273t（32.4%）と大田市場に次いで多く、市場全体の廃棄物処理費用の負担割合に比較的大きな影響を及ぼす可能性があると考えられる。

都は、市場内共用部の廃棄物の割合に関して、豊洲市場への移転後の令和２年度に清掃業者へのヒアリングを行っているが、豊洲市場における事業者排出分と共用部排出分の割合は9：1程度との結果から、共用部排出分として、現在、都が負担する15%から大きく乖離しているとまでは言えないこと、共用部排出分割合の全市場平均は15%程度であるとの認識から、負担割合の変更は行っていない。

しかしながら、清掃業者へのヒアリング結果のみでは、全市場において一括して、引き続き負担割合を15%としている根拠として明確とは言えない。

適切な負担割合を定めるためには、まず、廃棄物の排出実態を把握することが必要である。共用部分から排出される廃棄物の量について実態調査を行うことは、相応の労力やコストを要し、また、日常業務にも影響を及ぼすものであるが、市場移転という大きな環境変化があったこと、また、平成17年に行われた前回の全市場実態調査から17年を経過していることから、廃棄物処理経費の適正な負担割合について再検討するための資料として、各市場から排出される廃棄物に関し、定量的なデータを改めて入手するための調査の実施を検討されたい。

3 債権管理
ア 概要

中央卸売市場会計の令和4年度決算では、営業未収金が160,007,923円、営業外未収金が238,814,911円（一般会計補助金精算分を除くと182,356,077円）、その他未収金が849,657円計上されている。営業未収金は、主に売上高割使用料と施設使用料で構成され、営業外未収金は延滞金や利息で構成されている。

令和4年度より、収入調定に関する業務に収納管理事務システムを導入し、債権は全て同システムに登録されている。債権の滞留管理は、同システムから出力された未収金整理簿を基に実施している。

滞留債権に対する具体的な手続は、「東京都中央卸売市場使用料等に係る滞納整理等事務処理要領」に規定されており、滞納者に対しての督促・催告、警告、債務承認及び分納誓約書の提出等を定めている（第3条、第4条、第5条）。

債務承認及び分納誓約書の提出に応じない場合、又は債務承認及び分納誓約書の記載事項を遵守しない場合、市場保証金を使用料等に充当することができ（第6条）。

さらに、債務承認及び分納誓約書の提出に応じない場合若しくはその記載事項を遵守しない場合等に該当する場合には、滞納者の市場施設の使用許可の取消しにつき、監督処分審査会への付議を行う。ただし、滞納整理委員会の開催により市場保証金の充当又は市場施設の使用許可の取消しに係る監督処分審査会への付議の猶予を承認することができ旨が定められている（第6条、9条）。また、以下のいずれかに該当する滞留債権を、会計上破産更生債権に分類しており、令和4年度末における破産更生債権の計上額は6,138,165円である。

- ①居所不明（調査中を除く。）で全額が回収不能となる蓋然性が高いもの
- ②破産開始決定をしているが、終結若しくは廃止まで至っていないもの
- ③破産法以外の手続で上記②と同じく進行中のもの（民事再生法等）
- ④公債権5年、私債権10年の時効が経過しているが、財務局との調整がつかず欠損処理されていないもの

貸倒引当金について、債権全体に対する引当金額は、営業未収金、営業外未収金、その他未収金の別に、過去3年の年度末に計上された未収金に対する不納欠損額の比を貸倒実績率として算定し、同実績率を、当該年度末の破産更生債権等を除く未収金残高に乗じて算定している。破産更生債権等の引当金額は同債権額全体につき計上しており、これらを合計して引当金計上している。

4 監査の結果

(ア) 滞留債権への対応の適切性について

滞留債権の管理において、滞納の実態が把握され、事務処理要領の定めに基づく対応がなされているかどうかは、債権の評価を通じて財務諸表に影響を及ぼすのみならず、使用料等の回収が見込まない使用許可が継続していないか、すなわち、行政財産が有効に活用されているかという観点からも重要である。

したがって、令和4年度末の未収金整理簿を基に、監査人において債権（未収金）を抽出し、滞留債権及び支払猶予となっている場合は事務処理要領の定めに基づく対応がなされているか、回収可能性についてどのように評価しているか、ヒアリングを実施した。

また、未収金整理簿の記載内容を通査し、債務者名が「手書き分」と記載されている箇所があったため、ヒアリングを実施した。

表D-3-1 ヒアリングを実施した債権一覧

No.	市場	債務者名	債権区分	債権額（円）
1	板橋	(省略)	その他	5,238
2	板橋	(省略)	その他	12,220
3	板橋	(省略)	その他	12,220
4	食肉	環境局長	その他	6,692
5	食肉	(省略)	滞留債権	2,442,032
6	食肉	給与取扱者	その他	26,000
7	豊洲	(省略)	支払猶予	9,352,155
8	豊洲	(省略)	支払猶予	2,278,284
9	豊洲	(省略)	滞留債権	43,758
10	豊洲	手書き分	滞留債権	2,240,128
11	豊洲	(省略)	滞留債権	86,543
12	豊洲	手書き分	滞留債権	170,967
13	足立	(省略)	滞留債権	5,947
14	足立	手書き分	滞留債権	76,650
15	足立	(省略)	滞留債権	40,789
16	足立	(省略)	支払猶予	38,325
17	足立	手書き分	滞留債権	76,650
18	大田	(省略)	滞留債権	15,714
19	大田	(省略)	滞留債権	61,539
20	大田	(省略)	滞留債権	61,539

No.	市場	債務者名	債権区分	債権額（円）
21	大田	(省略)	潜留債権	4,172,244
22	大田	手書き分	潜留債権	60,341
23	大田	手書き分	潜留債権	56,866
24	淀橋	(省略)	潜留債権	10,476
25	淀橋	(省略)	潜留債権	6,000

都提出資料より監査人作成

(注) 債務者名は個人名を含むため省略。

上記の手続の結果、滞納者への対応について、全体として債務承認及び分納誓約書の提出はなされているものの、事務処理要領第9条に定める「債務承認及び分納誓約書の記載事項を遵守しない場合」については柔軟な判断がなされており、分納の金額や納付時期に計画との相違がある場合でも、保証金の充当（第6条）又は使用許可の取消しにつき監督処分審査会への付議（第9条）の手続に進む事例は、令和4年度において該当なしとの回答を得た。併せて、保証金の充当又は使用許可の取消しに係る監督処分審査会への付議を猶予する機能を持つ滞納整理委員会も、上記の事情から開催実績が直近で確認されないとの回答を得た。

未収金整理簿における債務者名「手書き分」については、令和4年度における収納管理システム導入時に過年度計上分の債権を移行する作業を実施したが、その際に、旧システムにおける登録内容をそのまま引き継いだことによるとの回答を得た。債務者名「手書き分」は、令和4年度末の未収金残高20,399,672,491円（5,602件）のうち、7,482,343円（152件）存在していた。

当該「手書き分」については、いずれも収入調定を実施した市場において債務者名を把握しており、当該債務者への滞納整理や入金突合作業等の事務手続に影響は生じていないとの回答を得た。

(意見3-20) 滞納整理事務について

滞納整理事務処理要領第9条に定める「債務承認及び分納誓約書の記載事項を遵守しない場合」については柔軟な判断がなされており、分納の金額や納付時期に計画との相違がある場合でも、保証金の充当又は使用許可の取消しにつき監督処分審査会への付議の手続に進む事例は、令和4年度において該当がない。また、これに伴い、それらの手続を猶予する滞納整理委員会も、開催実績が直近で確認されていない。

ここで、滞納者の事業継続に向けての支援という観点からは、「債務承認及び分納誓約書の記載事項を遵守しない場合」について、必ずしも厳格な判断を下す

必要はないと言えるが、現状、各市場における債務者への対応は、各市場の判断に委ねられている部分も多く、運用基準が設けられていない。使用料等の回収が見込めない使用許可が継続していないか、すなわち、行政財産が有効に活用されているかという観点を踏まえると、各市場における判断及び対応に不均衡が生じないよう、一定の取扱基準を設ける必要があると言える。

また、統一的な基準・指針を作成した上で、個々の債務者に係る対応を検討するに当たっては、各市場でのノウハウを共有し、判断事例を局レベルで整理・蓄積していく意味でも、組織横断的な情報連携を行うことが有効と考えられる。

したがって、滞納者の事業継続と、債権の回収可能性及び市場施設の有効活用とのバランスを考慮した上で、「債務承認及び分納誓約書の記載事項を遵守しない場合」の定義とその取扱いに関する統一的な基準・指針の作成及び組織横断的な情報連携について、効率的・効果的な方法を検討されたい。

(意見3-21) 旧システムの登録内容の移行について

令和4年度における収納管理システム導入時に過年度計上分の債権を移行する作業を実施したが、その際に、旧システムにおける登録内容をそのまま引き継いだことにより、債務者名「手書き分」と登録された未収金が、令和4年度末時点で7,482,343円（152件）存在している。

当該「手書き分」については、いずれも収入調定を実施した市場において債務者名を把握しており、当該債務者への滞納整理や入金突合作業等の事務手続に影響は生じていないとの回答を得ている。しかし、中央卸売市場会計において生じる債権を統一的かつ効率的に管理するという収納管理システムの導入目的からすれば、登録内容の特定のために、各場で把握している情報と突合する必要が生じるのは非効率であり、「手書き分」について、突合の手間を省くため、実際の債務者名で登録を行うことが適切であると考えられる。

「手書き分」について、入金突合作業等に影響を与えず、かつ、どの債務者に対する債権なのかを識別できるような形で、登録内容の更新を検討されたい。

(イ) 潜留債権の会計処理の適切性について

潜留債権については、破産更生債権等への分類や貸倒引当金の算定等、行政上の手続のみならず、会計上の処理も検討する必要がある。貸倒引当金の算定等には、会計上の見積りの要素が存在するため、慎重な検討を行う必要があるが、令和4年度末における決算整理手続において適切な処理が実施されているか、関連資料の閲覧や再計算を実施した。

上記の手続の結果、破産更生債権等に分類された未収金6,138,165円について、会計上、流動資産に計上されている事実を識別した。

管理部財務課へのヒアリングの結果、破産更生債権等について、「1年以内に弁済を受けることができないことが明らか」とまでは言えないとの判断により、固定資産ではなく、流動資産として計上している旨の回答を得た。

なお、総務省の「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」には、破産更生債権等の分類は、以下のように定義されている。

(3) (固定資産のうち) 投資その他の資産

⑨ 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権 (以下「破産更生債権等」という。) であって、1年以内に弁済を受けることができないことが明らかのも

また、「会計基準の見直しに関するQ&A」3-16 (総務省、平成28年3月28日) によると、「破産更生債権等については貸借対照表上、流動資産ではなく投資その他の資産に計上すべきであり、当該破産更生債権等に係る貸倒引当金についても別途計上する。」とされている。

(意見3-22) 破産更生債権の計上区分について

中央卸売市場会計の決算書上、破産更生債権等は流動資産の未収金に含まれて計上されており、それに対応して、貸倒引当金も全て流動資産の控除項目として表示されている。

ここで、破産更生債権等は以下の基準で分類しているが、いずれの要件も相当の期間、回収が見込めないことを示唆するものであり、各破産更生債権等について個別に流動・固定を分類する場合はともかく、破産更生債権等全体について分類する場合は、これらの要件を充足する債権については、「1年以内に弁済を受けることができないことが明らか」と判断するのが保守的かつ合理的であると言える。

- ① 居所不明 (調査中は除く。) で金額が回収不能となる蓋然性が高いもの
- ② 破産開始決定をしているが、終結若しくは廃止まで至っていないもの
- ③ 破産法以外の手続で上記②と同じく進行中のもの (民事再生法等)
- ④ 公債権5年、私債権10年の時効が経過しているが、財務局との調整が付かず欠損処理されていないもの

したがって、破産更生債権等については、貸借対照表の作成において、固定資産の部の投資その他の資産に「破産更生債権等」として独立掲記するとともに、対応する貸倒引当金を控除項目として開示されたい。

4 契約
ア 概要

中央卸売市場の契約に関する規程は、東京都契約事務規則を上位規程としつつ、局独自で定めたものとして、東京都中央卸売市場処務規程、東京都中央卸売市場工事請負指名業者選定基準、東京都中央卸売市場指名業者選定委員会取扱要領等が挙げられる。上記の規程に基づき、一般競争入札、指名競争入札、(特命) 随意契約の形式で契約が締結されている。なお、入札、契約から監督、検査までの事務手続は、東京都契約事務規則等に定められており、局独自の規程は、局内の決裁権限や指名業者選定委員会の対象となる取引金額等を定めたものとなっている。

入札から給付の完了までの流れは、一般競争入札を例にすると、以下のとおりである。

- ① 入札の参加者の資格の審査
一般競争入札に参加する者に必要な資格として、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めた場合、一般競争入札に参加しようとする者の申請を待って、その者が当該資格を有するかどうかを審査する。当該審査の結果、資格を有すると認めた者又は資格がないと認めた者に対し通知をする。
- ② 入札の参加者の資格等の公示
一般競争入札に参加する者に必要な資格を東京都公報にて公示する。
- ③ 入札の公告
契約担当者等は、入札期日の前日から起算して10日前 (急を要する場合は5日前) までに、東京都公報、入札情報サービス、掲示その他の方法により公告する。
- ④ 予定価格の作成・決定
契約担当者等は、その競争入札に付する事項の価格を、当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置く。
- ⑤ 入札結果の通知
契約担当者等は、開札した場合において落札者があるときは、その者の氏名・名称及び金額を、落札者がいないときはその旨を通知する。
- ⑥ 入札経過調書の作成・保存
契約担当者等は、開札した場合、入札の経過を明らかにした入札経過調書を作成し、当該入札に係る入札書その他の書類とともに保存する。
- ⑦ 契約の締結

契約担当者等は、落札者若しくは競落者が決定したときは、遅滞なく契約書を作成する。 ⑧ 契約の履行 契約書に従い、落札者は契約を履行する。 ⑨ 監督及び検査 契約担当者等から検査を命ぜられた職員（以下「検査員」という。）は、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る関係職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行う。 上記の流れのうち、⑨監督及び検査は、落札者による給付が公共調達原則（公正性、透明性、経済性の確保）に沿ったものであるかの検証を実施するための手続である。監督及び検査の事務については、東京都契約事務規則のほか、東京都検査事務規程等に規定されている。 また、都は、平成30年に「入札契約制度改革の本格実施について」を公表し、知事部局が契約事務を行う競争入札に付する工事請負契約案件を対象に、予定価格の事後公表、入札参加者が1者以下となった場合における入札辞退者から理由を聴取するなど原因調査の取組の強化、低入札価格調査制度の適用範囲の拡大といった取組を定めており、中央卸売市場も制度上これらの取組を実施することが求められている。 イ 監査の結果 （ア）事務手続の適切性について 契約事務手続が規程どおりに実施されているかという観点から、令和4年度の契約一覧から抽出した取引172件について、起案から入札、契約、検査までの各種証拠の閲覧を実施した。 上記の手続の結果、規定の内容に反する契約事務手続は識別されなかった。ただし、令和3年度「大田市場他手洗器等改修工事」（03中事施第282号）について、検査員として大田市場の職員が選定されているところ、手洗器の設置箇所は大田市場を含む9市場であったが、実際に現物の検査を実施したのは大田市場及び豊島市場のみで、他の市場については、工事完了届等の書面により完了の事実の確認及び検査がなされていた。 また、1者入札や低落札率若しくは予定価格100%付近の落札率が生じた案件については、契約の内容が見積り・仕様のとおりに履行されるかどうか（有効性）、競争の原理が働かず一般的な市場価格よりも高額な契約金額となっていないか（経済性）という観点から、前述の入札契約制度改革も踏まえてヒアリングを実施した。	なお、1者入札については、令和4年度の局における一般競争入札の案件には該当がなかったため、指名競争入札について、複数業者を指名するも1者応れとなった案件について、手続の対象としている。 上記の手続の結果、有効性や経済性の観点から、明らかに合理性を欠く契約案件は識別されなかった。ただし、入札契約制度改革は、「入札参加者が1者以下となった場合に、入札辞退者等から理由を聴取するなど、その原因調査の取組を強化」することを定めており、複数業者を指名するも1者応れとなった案件について、原因調査の取組として電子調達システムに記載された任意指名業者等の辞退理由の確認が実施されていたものの、将来の入札案件に競争の原理が働くよう反映させるPDCAサイクルの実施例は、明示的に確認できなかった。 「入札制度改革の本格実施」により実施する具体策に係る基本的な取扱いについて（通知）（30財経総第345号） 第1 2 （前略）入札参加者が1者以下となった場合に、入札辞退者等から理由を聴取するなど、その原因調査の取組を強化する （意見3－23）検査の実施方法について 令和3年度「大田市場他手洗器等改修工事」（03中事施第282号）について、検査員として大田市場の職員が選定されているところ、手洗器の設置箇所は大田市場を含む9市場であった。コロナ禍における感染拡大防止の観点もあつたが、実際に現物の検査を実施したのは大田市場及び豊島市場のみで、工事完了届等の書面により完了の事実の確認及び検査がなされた市場もあつた。 東京都検査事務規程第10条には、「検査は、個別に、実地に行うものとする。」とあり、9市場にまたがる工事の場合は、各市場における施行箇所について、工事の完成を実地で確認することが必要となる。 また、工事完了届等の閲覧だけでは工事の瑕疵を識別することができない可能性がある。本件手洗器は「衛生器具」として「その他設備」の区分で計上されているが、当該区分は各市場における固定資産台帳に基づく現物管理の対象外であるため、各市場においても現物の状況を把握していないという事態が生じかねない。 検査の対象が複数の所管にわたる場合も、検査事務規程に沿った検査を実施されたい。 （意見3－24）1者入札への取組について 指名競争入札において、複数業者を指名するも結果的に1者応れとなった案
--	--